

花巻市立小・中学校教育情報セキュリティ基本方針

花巻市立小・中学校情報セキュリティ基本方針（平成 31 年 2 月 27 日制定）を花巻市立小・中学校教育情報セキュリティ基本方針と改め、全部を改正する。

1 目的

この花巻市立小・中学校教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、市立小・中学校（以下「学校」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市教育委員会及び市立学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

この基本方針及び花巻市立小・中学校教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 職員等

学校の情報資産を取り扱う実施機関の職員（正職員以外の職員を含む。以降において同じ。）をいう。

(9) 実施機関

教育企画課、学務管理課、学校給食管理室、学校教育課、花巻市立小中学校設置条例に定める小中学校及び学校給食センターをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取盗難及び内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部及び外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- (3) 地震、落雷、火災、水害、停電等の災害若しくは事故による情報資産の破壊、消去、サービス又は業務の停止等

4 適用範囲

(1) 対象範囲

情報セキュリティポリシーが適用される範囲は、実施機関の全ての職員等とする。

(2) 情報資産の範囲

情報セキュリティポリシーにおいて対象とする情報資産の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（情報を印刷した文書を含む。）
- ③ ネットワーク図及び情報システムの仕様書等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順並びにその他情報セキュリティに関する規程等を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

学校の情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(1) 組織体制

市教育委員会は、保有する情報資産について、統一的な情報セキュリティ対策を推進及び管理するための体制を整備するものとする。

(2) 情報資産の分類と管理

学校が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施するものとする。

(3) 物理的セキュリティ

ネットワーク、情報システム、サーバ室等の管理区域及び職員等が使用するパソコン等の管理について、物理的セキュリティ対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関して職員等が遵守すべき事項を定め、職員等に対する研修の実施、情報システムの運用方法及び委託事業者に対する指導監査等の人的セキュリティ対策を講じ

る。

(5) 技術的セキュリティ

情報システム及び職員等が使用するパソコン等の管理、情報システム等のアクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的セキュリティ対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、情報セキュリティインシデント対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用に係る規程を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(8) SaaS型パブリッククラウドサービスの利用

SaaS型パブリッククラウドサービスを利用する場合は、多要素認証等特に強固なセキュリティ対策を講じ、サービス提供事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認するとともに、その内容について明記した契約を締結し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティ対策の運用において、情報セキュリティポリシーの遵守状況を定期的に確認するものとする。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティが維持されていることを検証するため、定期的、又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を行うものとする。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検を評価した結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要になった場合又は情報システム等の変更や新たな脅威等、情報セキュリティを取り巻く状況が変化した場合は、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

この基本方針に基づき情報セキュリティ対策を実施するため、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める花巻市立小・中学校教育情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を策定する。

対策基準は、公にすることにより学校の運営及び教育活動に重大な支障を及ぼす恐れがあるこ

とから非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

対策基準に基づき情報セキュリティ対策を実施するため、具体的な手順を定める花巻市立小・中学校教育情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を策定する。

実施手順は、公にすることにより市立学校の学校運営及び教育活動に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から施行する。